

平成26年第9回教育委員会定例会

平成26年第8回教育委員会が平成26年9月30日午前9時30分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- 1 日 時 平成26年9月30日（火） 午前9時30分から
- 2 場 所 アミュー・講座室2
- 3 付議案件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 松村 重樹（教育委員長）
伊豆倉 和恵（委員長職務代理）
稲田 瑞穂（委員）
植松 紀子（委員）
坂田 篤（教育長）
- 5 出席説明者 絹 良人（教育部長）
栗林 昭彦（指導課長）
粕谷 靖宏（教育総務課長）
伊藤 高博（図書館長）
森田 善朗（博物館長）
山下 晃（生涯学習スポーツ課長）
清水 明（統括指導主事）
古見 誠（指導主事）
石迫 沢己（指導主事）
- 6 書 記 清野 三起男・田中 留美
- 7 傍聴者 なし

平成26年第9回清瀬市教育委員会議事日程

平成26年9月30日

午前9時30分

- 日程第1 会議録署名委員の指名
伊豆倉 委員
- 日程第2 教育長・教育部長より報告
- 日程第3 教育委員より報告
- 日程第4 報告事項1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を
改正する法律について
- 日程第5 報告事項2 いじめ調査月例報告について
- 日程第6 報告事項3 執行状況報告について
- 日程第7 報告事項4 清瀬市公立学校事務の共同実施について
- 日程第8 報告事項5 企画展「彫刻家 澄川喜一とスカイツリー®」につ
いて
- 日程第9 報告事項6 清瀬市いじめ防止行動計画について
- 日程第10 報告事項7 図書館開設40周年記念事業について
- 日程第11 その他 今後の日程について

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

委員長が開会を宣言し、議事に入る。

(松村委員長)

平成26年第9回清瀬市教育委員会定例会を開催いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名

委員長が伊豆倉委員を指名。

日程第2 教育長より報告をお願いします。

(坂田教育長)

おはようございます。私から数点ご報告させていただきます。後ほど部長から詳細な報告がございますが、第2回定例市議会が終了いたしました。一般質問では教育にかかわる質問が大変多く、全質問数113本のうち、27本、23.8%の質問に対して答弁を行いました。また、決算委員会においても教育に係わる多くの質疑があり、時間を超過して質疑が交わされました。言うまでもなく議員は、市民の代表でありますので、質問の多さは市民レベルで教育にかかわる興味・関心が高まっていることの表れではないかと私は理解しております。

お手元に資料を配布しております資料をご覧ください。平成25年にまとめられた市民満足度調査の結果でございます。この調査が市民全ての意向であるとは考えてはおりませんが、少なくともどの年代においても教育について期待度も低ければ満足度も低いという結果が出ております。特に右側のページは小中学生を含む世帯でございますので、我が子が義務教育に通っているであろう30～40代の市民も同様の結果になっております。この結果を真摯に受け止めるとともに、その要因を分析する必要があると思っています。

私はこれからの学校教育が目指すべき姿は「地域との協働」であると考えています。協働を推進していくためにはまず、学校教育は何を目指しているのか、実態や課題は何なのか等「教育や学校を知っていただく」必要があると考えています。当然のことながら、人は知らなければ協力をしようとは思わないからであります。議会という最も公共性の高い場で、学校教育の現状や課題、今後の方向性を語ることは、市民に対して教育委員会の考え方やメッセージを発信していくに等しいと考えます。答弁書を作成する事務局は大変であったかと思いますが、今回も「教育に対して知っていただく」よいチャンスであったと理解しています。今後は議会のみならず様々な方法で、教育にかかわる市民の理解を高めていけるよう、取り組んで参りたいと考えております。

2点目です。登下校の見守りについてご報告いたします。神戸市の長田区で小学校1年生の女儿が殺害されました。報道を通して事実関係が明らかになるにつれ、私は犯人に対する怒りを禁じえません。また、このことは決して「対岸の火事」ではないと思っております。本市でもいつ起こるやもしれぬ事件です。私達は、子供の安全を守る立場にあります。学校も、教育委員会もそして社会全体も同様です。同じような事件を決して繰り返さないよう対策を講じなければなりません。新聞報道をご紹介します。平成25年度の1年間で、13歳未満が被害者となった略取・誘拐事件は全国で94件。発生時間がはっきりした62件のうち、47%にあたる29件が午後2時から6時の下校時間帯に発生しています。発生場所は路上が28件、共同住宅が25件、男女別は女儿が61人、男児が33人ということでした。年齢別では6歳から12歳の女儿が47人で被害者の半数を占めるということがございます。このような現状を受けまして、本市にもございますが、全国各地では地域住民でつくる防犯ボランティア団体が全国で結成をされています。平成25年度末、全国で4万7084団体、平成16年度の5倍以上であるということございました。一例をご紹介しますと、日光市では平成17

年12月に小1の女兒が殺害されています。その結果、小学校教員や保護者、住民が自主防犯組織である「大沢ひまわり隊」を結成。現在375人が登録しているということです。登校時に全校児童257人を40班に分け、班の集合場所まで保護者が付き添う。そこから隊のメンバーが輪番で学校まで送るという取り組みを行っているそうです。毎回100人以上が参加をしています。平成21年には、保護者が登下校時に自家用車に青色の回転灯を付けて巡回する「青パト」活動も開始をしているということでした。北区では、区民ら1100人が「ホットスポットパトロール隊」を結成している。不審人物から声をかけられる危険性がある場所を重点的に見回るといことです。ある有識者は、公園や空き地など誰でも入りやすく見えにくい場所は最も危険であり、地域の中で犯罪が起こりやすい場所はどこなのか、防犯マップの作成などを通して、子供と大人が共に考える取り組みが必要であると訴えています。また他の有識者は、最終的には、顔見知りが多く、つながりの強い地域には外から犯罪者が入りにくい。町内会や学校が意識を高め、事件を起こしづらい地域をつくるのが一番の防止策であると説いています。

本市においても、保護者や地域の方々の力を借りて、登下校時の見守りを行っていただくよう、各校にお願いしているところでございます。既に芝山小では、「新1年生下校時付き添い隊」が結成され、2学期以降は「下校時見守り隊」に切り替わると聞いています。しかし、学校によっては地域の協力を得にくいところもあると聞いています。円卓会議の協力を得ることができればと考え企画課と調整を進めているところです。このような取り組みの継続こそが、人と人のネットワークを再生し、「事件を起こしづらい地域」を作り上げていくものと私は考えています。

3点目は伊豆倉職務代理者のご退任についてご報告いたします。伊豆倉職務代理者が、本日をもってご退任されます。同委員におかれましては、平成18年10月から2期、8年にわたって本市教育の充実に尽力していただきました。心から感謝を申し上げます。委員は、芝山小学校のPTA会長、健

全育成委員会委員、保護士を歴任され、教育委員ご就任後も地域や保護者と教育委員会との橋渡し役、接着剤としてお力を発揮していただきました。また教育委員としても、市民の目線で施策への提言やご意見をいただけてきました。中でも委員は、家庭の教育力に対して強い危機感を抱かれ、草の根的な働きかけをされてこられた方で有ると思います。言うまでもなく、家庭は子供が育つ基礎となる場です。これまで我が国では多世代が同居する中で、子育ての考え方や方法が継承され、家庭における教育力が形成されてきました。すなわち、親が親として学ぶ場が家庭の中にありました。しかし昨今、核家族化が進み、母親にとって家庭内での子育てにかかわる相談相手、助言者がいなくなりました。ある調査によると「子育てに大きな悩みがある」と答えた母親は37.2%にも上がるというデータもあります。委員は、日常の保護者や市民の方々との会話の中で、子育てにかかわる様々な相談に乗ってこられたと伺っています。母親たちの良き相談相手であり、教育委員としても、本市の学校や市民の実態をもっともよく理解してくださり、意見を述べていただけの方であったと思います。これから委員は、市内公立小学校にお孫さんが通う一市民となるわけでございます。こういう言葉があります。「我が国では我が子義務教育から離れた瞬間に、食卓から教育の話題がなくなる。」教育改革が国民的な議論にまで発展しない我が国の実態を適切に表現した言葉であると思います。是非、伊豆倉家ではいつまでも教育の話題が食卓で語られることをお願いしたいと思います。そしてその話題を私達にも是非お伝えいただきたい。このことこそが、社会総がかりで教育のことを考え、社会総がかりで行動する第一歩になると確信しているところです。

尚、先日の9月26日の市議会本会議にて、伊豆倉委員の後任として、宮川保之氏の就任が同意されました。宮川氏は、現在十文字学園女子大学21世紀教育創世部教授の職についておられ、ご経歴としては、公立中学校教諭（理科）を皮切りに、日野市教育委員会指導主事、東京都教育庁指導部義務教育心身障害教育指導課長、文部科学省初等中等教育局視学官、東京都教職

員研修センター部長、台東区立柏葉中学校統括校長等を歴任され、現職に就かれています。また現在、中央教育審議会特別部会委員も務めています。お手元にご本人の抱負を配布しておりますので、ご一読いただければと思います。

最後に職務代理者の選任につきましては、10月の定例会で指定を行いたいと考えております。連合会の理事についても同様の取り扱いとさせていただきたいと思っております。

長くなりましたが以上でございます。

(松村委員長)

只今の教育長からのご報告について、よろしいでしょうか。それでは引き続き、教育部長からの報告をお願いします。

(絹教育部長)

私からは、今日26日に閉会いたしました平成26年第3回定例市議会についてご報告をさせていただきます。お手元の平成26年第3回定例市議会一般質問(教育関係)抜粋をご覧ください。表紙の裏面をご覧ください。本定例会の日程が掲載されております。本定例会の会期は、9月2日から26日までの25日間で、9月2日に初日を迎え、4日・5日・8日の一般質問に続き、9日には総務文教常任委員会が行われました。また、9月8日と17日から19日までの4日間で、平成25年度の決算審査を行う決算委員会が開催されました。

この定例会における教育委員会に関連します議案としましては、補正予算でございますが、指導課主管としては、昨年度末、株式会社ニッセイロールペーパーより頂いたご寄付を活用して、清明小におけるフューチャースクール構想に伴うICT機器の整備。教育総務課については、これまでの大規模改修に伴い実施してきましたが、劣化と雨漏りが顕著な第四小と第三中につ

いての屋上防水工事、今年度耐震補強の観点から実施した非構造部材の点検の結果をうけて、清瀬小・芝山小・第七小・第八小・清瀬中・第二中・第三中体育館の一部改修工事、生涯学習スポーツ課では、来年実施予定の市町村総合体育大会に向けて、昨今の経年劣化等により環境整備が困難になった下宿運動公園、下宿第二、下宿第三運動公園グラウンドの改修工事等をいずれの所管より補正予算として提案したものです。審議の結果、本議案は全員賛成で可決され、現在、契約行為等を含め、事業を進めているところでございます。

次に、一般質問でございます。13名の議員から27項目にわたる質問を受けました。その内容といたしましては、日本共産党からは、けやきホール
の危険個所への対応状況、放課後補習教室、給食食材の市内業者からの調達、特別支援学級への介助員制度の導入、小学校給食の民間委託化についてでございます。公明党からは、清瀬中の水飲み場、小中一貫教育、健康診断へのモアレ検査の導入、性同一性障害について、スマートフォン対策、所在不明児の現状と対策、コミュニティスクール、学校プールサイドの温度上昇抑制の取り組み、中央図書館の改修、コミュニティプラザひまわりの利用促進について、統一会派「風・生活者ネット」からは、特別支援教育、生涯学習・社会教育・地域教育等の概念整理、生涯学習への市民の声の取り入れについて、生涯学習施策の今後のあるべき姿について、清瀬自民クラブからは、タブレット端末を活用した授業の導入、市内3大学との教育分野における連携について、総合相談支援センター構想の進捗状況、特色ある学校づくり、農業に特化した職場体験、いじめ防止の取り組み、反転授業の導入、郷土教育の現状と課題について等が質問項目でございました。資料の方に質問要旨と答弁が掲載されております。後程、お目通し下さい。

次に平成25年度決算を審査する決算委員会では、教育費において24項目にわたる質問を受けました。こちら、別紙資料にて報告させていただきます。教育総務課では、就学援助費の平成27年度以降の影響と高等学校等

就学支援金制度、小学校への栄養士の配置、小学校給食の民間委託の拡大と委託料の推移、健康診断への甲状腺検査の導入、指導課では、学力調査の結果公表における序列化、道徳の教科化、いじめ防止基本方針のパブリックコメント、学力向上における成果と客観的な指標、読書の清瀬の取り組みと学力向上における成果、中学校卒業時の進路未決定者、高校中退者に対する支援、フレンドルーム以外の不登校児童への支援、特色ある教育活動、小一プロブレムの状況。生涯学習スポーツ課では、人材バンクの活用、生涯学習の文化振興事業の事業展開におけるP D C A、けやきホールの指定管理における職員の対応、コミュニテイプラザひまわりの利用促進。図書館については、図書館所蔵資料の無断持ち出しの件数、資料延滞者への督促処理状況と貸出し停止等の措置、返却日前に知らせるメールサービスの実施、図書館所蔵資料紛失時の対応、図書館協議会の活動内容と実績、障害のある子供たちへの取り組み状況、希望するサービスの意向調査、以上の質問に対し説明いたしました。私からは以上でございます。

(松村委員長)

ありがとうございました。只今、議会関係について報告いただきましたが、ご質問はございますか。よろしいですか。それでは進めます。

日程第3 教育委員報告です。運動会等ありましたので、ご報告いただきたいと思います。

(稲田委員)

運動会ですが、第八小・清瀬小しか行けませんでした。天気も良く、第八小の芝生はすっかり根付いていて、以前はほこりが酷かったですが、今回はそういったこともなく良かったです。8月25日に第五中・第三中の放課後補習に伺いました。学校としては補習を受けてほしい生徒が参加しないという矛盾をすごく感じているようです。どうやって進展させていったら良いか

というところは難しいですが、現場と事務局の方で対策を練ってやられると思いますが、良い方向に向けていっていただけたらと思います。私からは以上です。

(植松委員)

9月23日にけやきホールで行われた中学校音楽連合会に伺いました。初めて参加しましたが、お琴やブラスバンドなど、皆さん一生懸命やっているという印象を受けました。ただ、楽器の入れ替は生徒が行っていて、時間がかかり、とても気の毒に感じました。教育長の最後のコメントが素晴らしく、「沢山練習してきたのに発表するのはたったの数分というこの時間のために、これだけ時間をさいてきた、そして一生懸命やったことに感動いたします」というコメントを差し上げていて、涙ぐむ父兄の方もいらっしゃいました。とてもすばらしかったです。運動会については、都合がつかず拝見できませんでした。以上です。

(伊豆倉委員)

水泳記録会に伺いました。その後、8月28日に東京都市町村教育委員会連合会の第2回理事会がありました。所用で出席できませんでした。理事会の内容については、後ほど教育総務課長よりお願いしたいと思います。

運動会は、清瀬小・第四小・第八小・第六小・第十小に伺いました。第六小はほこりが酷かったのですが、第八小は芝生の上での運動会で、子供たちが気持ち良さそうで、ほこりも少なく、そういった面で良かったです。以上です。

(松村委員長)

では私の方からは、水泳記録会、連合音楽会に行きました。連合音楽会に関しては、子供たちの演奏は本当に素晴らしく感動を貰いましたが、運営面

が残念でした。あの連合音楽会は毎年開催されていると思います。そういう意味では、きちんと休憩時間や舞台設営を行った方がいいと感じました。もっと子供たちの成果を演出してあげる工夫をしてあげるべきだと思いますので、変えていっていただきたいと思います。運動会についてですが、5校回りましたが、とても良い天気で暑かったです。第三小の教育委員会訪問については、言及されていることに関して、随分ご指導があったようですので、引き続きフォローください。よろしく願いいたします。以上です。

只今の教育委員報告に関して、ご質問はよろしいでしょうか。

(松村委員長)

ないようですので先へ進めます。日程第4報告事項1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について、教育部長よりお願いします。

(絹教育部長)

平成27年4月1日から施行する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について、簡潔に説明させていただきます。お手元に資料を配布させていただいておりますが、お手元の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(概要)」をご覧ください。

目的につきましては、大津市で起きたいじめ事件を受けて、教育委員会制度そのものの見直しが求められる中で、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等現行制度の抜本的な改革を行うものです。改革のポイントは、大きく分けて4つございます。

1つ目は教育長について、2つ目は教育委員会について、3つ目は総合教育会議について、4つ目は教育に関する大綱でございます。

次に課題とその改革についてですが、これまでの教育委員会の課題としては、5つございます。1点目は教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくいということです。2点目は教育委員会の審議が形骸化しているというものです。これはあくまで一般論でございます。3点目、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない。4点目、地域住民の民意が十分に反映されていない。5点目、地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要があるのではないかとということが課題として定義されております。これに対して今回の改正の対応策としましては、まず教育行政における責任体制の明確化を行う、教育委員会の審議の活性化を図る、迅速な危機管理体制を構築する、地域の民意を代表する首長との連携の強化を行う、いじめによる自殺等が起きた場合には、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化する等があげられております。また、今回の改正で危惧された政治的な中立性においても、教育委員会は引き続き独立した行政機関であり、総合教育会議で首長と協議・調整は行いますが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されていることは確認されているということでございます。このようなことを踏まえ、改正点が4つほどございます。1つは、新教育長についてでございますが、これについては教育委員長と教育長を一本化する「新教育長」の設置であります。教育委員会を行政機関として引き続き維持しつつ、その代表者には委員長と事務の統括者である教育長を一本化することにより、迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め教育行政の第一義的な責任者を明確化することとしております。

新教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者であり、事務局の指揮監督者となります。第一義的な責任者が教育長であることが明確に、緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会招集のタイミングを判断する。又、首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化されます。尚、新教育長の任期は3年です。

2つ目は教育委員会についてでございます。これは、教育長へのチェック

機能の強化と会議の透明化でございます。新教育長の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現が可能としております。教育委員によるチェック機能の強化のためには、教育委員定数の3分の1以上からの会議の招集の請求が出来ることとされております。また、教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務についても規定されています。また、教育委員会の審議の活性化を図り、会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表することとされ、本市では既に行っております。

3つ目、全ての地方公共団体の総合教育会議設置でございます。総合教育会議は、首長が招集し、会議は原則公開、構成員は首長と教育委員会教育委員であります。協議・調整事項は以下の3項目でございます。①教育行政の大綱の策定、②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、③児童・生徒等の生命・身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置等であります。この総合会議の設置により、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論する機会を得ることが可能になります。首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることもメリットとしてあるといわれています。

4つ目の大綱については、教育に関する大綱は、首長が策定するとされております。大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。「教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める」とされています。尚、大綱は現状では、教育振興計画というものが法律的に作ることを努力義務として公共団体に課せられており、本市におきましては、「清瀬市教育総合計画マスタープラン」がこれにあたるものとされておられ、そのまま大綱としても構わないという見解は出ています。首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行します。これにより、地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化されるといわれています。以上が制度の概

要になります。

次に資料3「新制度の移行について」ご説明します。先ほどお話しましたとおり、法律の施行日は平成27年4月1日です。新教育長への移行は、施行日に在職している教育長については、施行日以降もその委員としての任期が満了するまでは在職するとしており、現行の制度が適用されます。ただ、施行日までに大綱の策定と総合教育会議の設置を行うことになります。大綱については、現行の地方教育総合計画マスタープランに置き換えることができ、首長に同意をいただく手続きを要します。今後、施行日までに首長との会議調整等を図っていきたいと考えております。委員の任期は現行法の趣旨を守るため、施行の日から4年間の間に任命される教育委員の任期は、地方公共団体の長が1年から4年間で定めることができるようにし、各教育委員の任期満了の年が重ならないよう調整するとしております。本市でも各委員の任期につきましては、今後、確認していくことが出てくると思います。私からは以上でございます。

(松村委員長)

只今の報告について、質問はございますか。これに関しては皆さん、ご理解いただけていると思います。それでは日程第5報告事項2 いじめ調査月例報告について説明をお願いします。

(清水統括指導主事)

お手元の資料に沿って、8月分の月例報告をさせていただきます。

資料冒頭にもお示ししましたが、今回の例月調査は「8月中の学校対応」を報告の対象としています。ご承知の通り、8月は夏季休業中であり、学校と当該児童・生徒との接点も少なくなります。前回いじめ実態調査、すなわち「7月までの学校対応内容」と今回のいじめ実態調査、「8月の学校対応内容」を照合させていただきましたが、夏季休業中の具体的な進捗や数値の動

き等はいじめに関してはございませんでした。お手元の資料も、前回7月の学校対応の内容としてお示しした内容と同一のものでございますので、改めてその意味でご確認いただければと思います。

次に、不登校調査でございます。これについてもその項目の冒頭にお示しましたが、「8月中の学校対応」が報告対象でございますので、前回調査と今回調査の照合をしましたが、夏季休業中の数値の動きはありませんでした。ただ、夏季休業中における登校促しにつながる学校対応が具体的に学校から報告されましたので、下段に枠囲みの中に示させていただきました。

内容をご確認いただきたいと思いますが、学校が、何らかの方法で児童・生徒とのつながりを保とうとしていることが伺われます。夏季休業中という、児童・生徒とは連絡が取りにくいという中でこうした動きということで、学校が、その繋がりを大切にしていることが大変よくわかり、市教委としても高く評価したい内容でございます。以上で、報告を終わります。

(松村委員長)

只今の報告に関して、ご質問等ございますか。よろしいですね。

来月も定例の会議で、2学期が始まってからの動きが出てくるかと思っておりますので、またそこで議論できればと思います。

それでは日程第4報告事項3 執行状況報告についてです。

事前配布の資料です。報告事項についてご質問がございましたらお願いします。

(稲田委員)

指導課の二市の宿泊研修ですが、三市から二市になったのは今回からですか。また、二市は清瀬市とどこの市になりますか。

(栗林指導課長)

今年からで、武蔵村山市になります。

(稲田委員)

三市から二市になったのは予算的なものからですか。

(栗林指導課長)

それぞれの市がそれぞれの施策がございます。共同してやっていくことのメリット・デメリットもあるという中で、今年度は武蔵村山市と二市で行いました。本市もまた、武蔵村山市もこのまま継続して行っていくことについては、議論しているところです。

(松村委員長)

その他にございますか。よろしいですね。

(稲田委員)

ありがとうございました。

(坂田教育長)

現在、宿泊研修を行っています。果たして、今の時代にそういった研修が必要かという議論がございまして、本市の財政当局からも指摘をされているところです。合同研修のメリットも大きいのですが、宿泊というあり方は近々に考えなければいけないと考えております。

(松村委員長)

日程第7報告事項4 清瀬市公立学校事務の共同実施について、
お願いします。

(栗原指導課長)

それではお手元にお配りした「清瀬市公立学校事務の共同実施に向けた取組について」をご覧ください。現在、各学校の事務室には、都の事務職員1名と市の事務職員が1名ずつ配置されております。共同実施はこのうち、都の事務職員に関する取り組みでございます。

共同実施とは、学校事務を効率的に執行しようという観点から、特定の学校へ複数の事務職員を集中的に配置し、複数校兼務させ、センター的な組織を設置するものです。実は既に全国のおよそ80%の学校が、この形の学校事務を進めております。東京都では現在、武蔵村山市と江東区が先行的な施行を行っている状況でございます。清瀬市におきましても、共同実施の目的を3点掲げておりますが、事務職員の資質の向上、学校事務の業務の効率化、またそれによって生じる時間的余裕を副校長業務軽減にあてるという目的から、平成27年度4月から試行を始めるべく準備を進めております。具体的に申しますと、第三小・第四小・第六小・第四中の四校をモデル校として指定し、拠点校として第四中に事務職員を集中配置し、業務を進める予定でございます。その間、それぞれの学校には、東京都から専務的非常勤職員が配置されますので、各校の事務室の負担体制は現在と変わらないこととなります。最終的には、市内を7校ずつの2ブロックに分け、それぞれに拠点校を置き、4名程度の都事務職員が業務にあたる体制で臨みたいと考えております。さしあたり、今年度中には、拠点校として施行に取り組みます第四中に、共同事務室を開設する準備を進めると同時に並行して、武蔵村山市の視察をとおして、共同実施における都事務・市事務・副校長など、それぞれの事務分担などの明確化を進めていく考えであります。以上でございます。

(松村委員長)

ありがとうございました。教育長から補足がありましたらお願いします。

(坂田教育長)

特にはございませんが、委員会を立ち上げましたので、その部分を少し、指導課長からお願いします。

(栗林指導課長)

9月25日に検討委員会、また具体的な内容について検討いたします調査部会の2つの委員会を立ち上げました。検討委員会の方には、実施校になります4校の校長、都の事務職員の代表2名。また、具体的な内容について議論を行う調査部会には、都の事務職員を設置4校の中で1名、市の事務職員から1名、小・中学校の副校長を1名ずつと事務局職員という構成になっております。以上でございます。

(松村委員長)

ご理解いただけましたでしょうか。

(稲田委員)

少しお話を伺いたいのですが、この流れというのはある新聞記事に、事務職員のことについて中教審で議論が始まるといった記事が掲載されていたように思うのですが、それとこれとは関連性があるのですか。

(栗林指導課長)

中教審は関連してございません。

(坂田教育長)

中教審の考え方というのは、「チーム・学校」をキーワードとしており、そこに福祉や市民といった今まで本市でやっているような専門職をしっかりとチームの組織の中に活用しようというものです。事務の共同実施につい

ては、東京都や、各自治体が考えた学校の運用方法です。

(稲田委員)

わかりました。

(松村委員長)

学校の事務の運用に関することということですね。それでは随時、ご報告をお願いします。次に、日程第8報告事項5 企画展「彫刻家 澄川喜一と東京スカイツリー®」についてお願いします。

(森田郷土博物館長)

お手元にチラシを配布しております。企画展「彫刻家 澄川喜一と東京スカイツリー®」展のご案内でございます。こちらは、清瀬市郷土博物館開館30年を記念した事業の一環として特別に企画したものでございます。澄川喜一先生はご承知のとおり、清瀬市在住で、東京芸術大学の学長を務められた著名な彫刻家でございます。澄川先生の彫刻作品15点程度と先生は東京スカイツリーのデザイン監修者でもいらっしゃいますので、建設関連のパネルを併せて展示いたします。スカイツリーの建設工事を担当した大林組の技術研修所が市内にございますので、大林組のご協力でパネルをお借りできることになりました。会期は10月4日から19日の2週間です。会期中に関連事業としまして澄川先生によるギャラリートークを2回開催いたします。また、特別講演会としまして、10月11日に大林組の高木浩志氏による講演会を「東京スカイツリー®の建設～世界一の高さへの挑戦～」という演題で実施いたします。それぞれ定員は先着30名としてございますが、ご来館いただいた方にはできる限り参加できるよう準備を進めております。

澄川先生ご自身が、是非若い方にも来ていただきたいというご希望をもっており、校長会等でもご紹介していきたいと考えておりま

す。委員の方々にも是非お時間がございましたらご来場いただければと思います。よろしく願いいたします。以上でございます。

(松村委員長)

余談ですが、いつも博物館のチラシがすてきだと思うのですが、何方がデザインされているのでしょうか。

(森田郷土博物館長)

ありがとうございます。これは学芸員です。澄川先生にご相談のうえ、図案を決定しております。

(松村委員長)

よろしいでしょうか。では、日程第9報告事項6 清瀬いじめ防止行動計画についてお願いします。

(清水統括指導主事)

お手元に、「清瀬市いじめ防止のための行動計画」冊子を置かせて戴いております。清瀬市いじめ防止基本方針が8月より施行されたことはご承知の通りでございますが、今回、基本方針にしました内容を市、学校、保護者・地域のそれぞれの役割ごとに具体的な行動内容として示した行動計画を作成したのでご報告させていただきます。

詳細な内容につきましては、ご一読いただきたいと存じますが、先にも申しましたように、本行動計画は、清瀬市、学校については今年度から3年間の年次計画の形で、それぞれの役割を明確にしたものとして作成しました。また、家庭・地域、そして子供という立場に対しては、市からの提言という表記スタイルをとって役割に求められる行動様式を示しました。

この行動計画は、先に申しました通り、3年間の年次計画で示しております

す。その内容について、各年次毎に評価・修正が加えられるものとしておりますので、教育委員の皆様にも時期に応じてご評価をいただければ幸いです。以上でございます。

(松村委員長)

具体的な行動計画を取りまとめたものを、資料として今回、用意されたということですね。この件に関してはよろしいでしょうか。

(坂田教育長)

一部の自治体で基本方針を策定すると共に、条例化の動きがございます。本市では、条例化するという判断はありませんでした。それよりも実効性のある行動計画を作ろうではないかという議論を経て、策定されたものです。これからしっかりと説明をして、市としての取り組み方をご理解いただきたいと思っております。

(松村委員長)

他によろしいでしょうか。もし、何かあれば、後日お問い合わせいただくようお願いします。それでは続けます。

日程第10報告事項7 図書館開設40周年記念事業について、お願いします。

(伊藤図書館長)

図書館開館40周年記念事業につきまして、中央図書館にて特別展示を8月15日から9月14日まで実施いたしました。毎日盛況という状況ではございませんでしたが、興味をもたれた方が毎日数名ずつ、ご来館いただいております。また、阿刀田高氏講演会を10月5日、アミューホールで実施いたします。こちらは入場整理券を9月16日から配布をいたしました。

定員150名のところ20日までには全ての配布が終了しており、なかには船橋の方からいらっしゃる方もおります。内藤直子氏の講演会は10月18日生涯学習センター講座室で予定しておりますが、こちらは明日10月1日より、中央図書館で受付を行います。委員の皆様には予め案内状を出させていただきましたので、是非ご参加いただければと思います。以上です。

(松村委員長)

本件についてはよろしいですね。次に、日程第11その他 今後の日程についてお願いします。

(粕谷教育総務課長)

今後の日程の前に、先程伊豆倉職務代理者からありました、東京都市町村教育委員会連合会第2回理事会のご報告をいたします。内容につきましては、管外視察研修会についての報告、会務報告及び今後の日程報告。第3ブロック研修につきましては、本年度は東大和市が担当となっておりますが、事務局で問い合わせたところ日程が決まっていないようです。予定している内容としましては、プラネタリウム番組観覧及び郷土博物館視察を検討しているとのことです。

今後の日程につきましては、次回教育委員会定例会を10月17日午前9時30分より、本庁4階委員会室で予定しております。また、同日定例会終了後、教育委員と市長の懇談を予定しております。以上でございます。

(松村委員長)

ただ今、今後の日程についてご説明いただきました。この件に関しましてはよろしいですね。

以上をもちまして、平成26年第9回清瀬市教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 11時 30分
平成26年 9月 30日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

委員長 松村 重樹

委員 伊豆倉 和恵